## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年4月2日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年4月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 III:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		原子炉冷温停止中の水圧制御ユニット(42-07)において、「制御棒駆動機構温度高警報」発生が認められたため、調査及び修理。	GⅢ	
2	4号機	計装用圧縮空気系ラック元弁「開」操作時、当該弁ハンドルが破損したため、当該弁ハンドルを交換。	GⅢ	